

# 日本企業部門ニューズレター

ポーランド, 2009年9月

## 移転価格税制



### 移転価格税制の今後は

#### 連絡先:

山崎 俊幸  
マネージャー  
Tel: 48-71-356-1203  
Mobile: 48-519-507-503  
t.yamasaki@pl.pwc.com

#### 発行人:

森山 進  
地域統括パートナー  
Tel: 48-22-523-4971  
steve.moriyama@pwc.be

PwC ポーランド  
[www.pwc.com/pl](http://www.pwc.com/pl)  
[www.taxonline.pl](http://www.taxonline.pl)

PwC ベルギー・中東欧  
[www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium](http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium)

© 2009 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o. プライスウォーターハウスクーパースとは、PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

#### イントロダクション

2009年9月9日、OECDが多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドラインの公開草案をリリースしました。この変更は、移転価格税務のアプローチに影響を及ぼすと考えられております。また、今後ポーランドを含む世界中の国々において、税制改正等の対応が必要となる可能性があります。

当該改訂案は、OECDのウェブサイト(下記リンク先)から入手できます。

[http://www.oecd.org/document/26/0,3343,en\\_2649\\_33753\\_43656346\\_1\\_1\\_1\\_37427,00.html](http://www.oecd.org/document/26/0,3343,en_2649_33753_43656346_1_1_1_37427,00.html)

2010年1月9日まで、この公開草案に対する意見が受け付けられており、それらは最終版作成の過程で考慮されることとなります。

#### 改訂案の要約

以下の3つが主要論点です:

- 移転価格算定方法の選好順位
- 比較可能性分析
- 取引単位利益法の適用

#### 移転価格算定方法の選好順位

現行のガイダンスにおいては、基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)と取引単位利益法のうち、前者がより好ましい方法とされており、後者は他の方法が利用できないときの最終手段として位置づけられています。

今回の改訂案では、この選好順位が撤廃されています。つまり、移転価格算定方法の選定は、その事案の環境下で、最適と考えられる方法を使用すべきと明示されています。特定の状況下で利用可能なデータからは、実務上取引単位利益法のみが適用可能であることが少なくないため、これは重要な変更点といえます。

現状では、納税者側が、基本三法の適用が不可能で、取引単位利益法が信頼しうる結果をもたらすことを証明しなければなりません。こうした挙証責任を果たすことは、たいていの場合困難でした。

OECDによるこの改訂案が導入されると、すべての移転価格算定方法は同位として扱われることとなります。取引単位利益法を採用する納税者は、それらの方法が、検討分析している案件におい

で最も信頼できる結果をもたらすことを示さなければなりません。基本三法の適用が妥当でない点を実証するための詳細な追加分析は不要となります。

### 比較可能性分析

OECD は以下の改訂を提案しています：

- 「グッド・プラクティス」と考えられる比較可能性分析の実践的方法を、10 のステップとして導入
- 国外の比較対象を選択利用することを容認
- たとえ関連者のそれぞれが、価格設定に際して「一面的な」方法（例えば、原価基準法、再販売価格基準法、取引単位営業利益法）を適用していたとしても、当該取引に対し、当事者双方の機能分析を実施すること
- 外部のデータベース、並びにコンサルティング会社によって提供されたデータベースの使用。また、分析結果は他のソースから獲得されたデータによっても補完されるべきであること（例えば、インターネットや刊行物等）

### 取引単位利益法の適用

OECD 改訂案の中には、取引単位利益法の適用に関する追加的指針も含まれています。具体的には：

- 取引単位利益法を適用する上で必要な比較可能性基準について
- 取引単位営業利益法のもとで、独立企業間原則に基づく価格設定を立証するために必要となる財務指標の選択について
- 利益分割法を採用している場合、(1) 関連者に分割される利益額を決定するにあたって、共通の会計・為替基準の必要性、(2) 異なる要素に基づく配賦基準の適用可能性、例えば、資産額、資本額、発生費用額など